令和４年９月１日

ご利用者様　各位

九個荘農業協同組合

窓口入金された他店宛小切手類 (※) の出金可能日変更のお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和４年１１月の電子交換所への移行に伴い、現行入金日の２営業日後１３時以降としておりました出金可能日を下記のとおり変更いたします。

諸事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．窓口入金された小切手類の出金可能日の変更について

現行	変更後
入金日の２営業日後 １３時以降	入金日の３営業日後 １３時以降

２．変更日　　令和４年１１月１日（火）

３．窓口入金された小切手類の入金から出金までの流れ

（１）入金日

ご利用者様が窓口で小切手類を入金された日です。

（２）出金可能時間

入金日の３営業日後１３時以降です。支払金融機関にて決済できることを確認した後、払い戻しが可能となります。

※窓口入金された他店宛小切手類…他行の小切手、配当金領収証等

以　上

詳しくは、お取引の当組合本支所にお尋ね下さい。